

第1回長崎県県庁舎跡地活用懇話会 作業部会（平成21年9月27日）

【結論】

- 片岡会長を部会長に選任した。
- 現庁舎敷の歴史・地形等の特性、都市再生に向けた検討状況を整理する。
- 文化財にかかる制度上の整理を行う。
- 基本理念について、部会長と協議して事務局素案を作成する。
- これらを踏まえて、改めて作業部会を開催し、その上で懇話会を開催する。

【議論内容】

（委員A）

- 埋蔵文化財の調査対象は「岬の教会」を含めたものでなければならない。
- 跡地に建ててはならないものを議論すべき。
- 県庁舎が移転すると「くんち」がなくなるという論理は飛躍している。

（委員B）

- 検討にあたっては、下記の現庁舎敷地のもつ特性を整理すると同時に、現在若しくは、将来の長崎において問題とされることを踏まえて検討すべき。そうすれば、検討過程が県民に理解され易い。
 - ・歴史的特性（保存すべき文化財（遺構等）があるのか否か）
 - ・地形的特性（平坦地ではない、思いの外狭い、起伏があることによる眺望や景観の可能性）
 - ・都市構造における特性（都市構造上ヘソにあたる場所であり、歴史的にも道路が突き抜けるような場所ではない。）
 - ・この土地の意味、性格（県民の財産であり、売って済むようなものではなく、また、特定の一機能に特化した使い道であれば、県民の納得は得られない。）

（委員C）

- 埋蔵文化財だけでなく、建物、石垣等の保存の必要性を診断しておく必要がある。

（委員D）

- 跡地活用の検討が県庁舎移転の理由付けに使われてはならない。あくまで、移転を前提にニュートラルに考えるべき。
- 単に売却するという議論はあり得ない。
- 公共性の強い場所であり、民間活用ではなく公共利用とすべき。

（委員E）

- まち全体がどういう方向を目指しているのか示すべき。

(委員F)

○都市構造を踏まえて、中心市街地、港、駅の結節点と捉えれば、複合的な機能を持つべきではないか。

(委員G)

○委員各々が、基本理念としての柱になるものを出し合えば良いのではないか。

(委員H)

○都市機能の充実は、跡地のみでなく、都市全体の中で検討すべき。